

緊急消防援助隊情報

「緊急消防援助隊運用要綱」の改正について

広域応援室

1. はじめに

大規模災害発生時等における緊急消防援助隊の出動、活動等の運用は、消防組織法第45条第2項の規定に基づき、総務大臣が定める「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画」（以下「基本計画」という。）のほか、緊急消防援助隊運用要綱（以下「運用要綱」という。）に基づき行われています。

基本計画については、平成26年3月5日、南海トラフ地震、首都直下地震等の大規模災害発生への切迫性、災害の特殊化、国土強靱化の必要性等を踏まえ、平成26年度から平成30年度までの計画として改正をしたところ（図1）ですが、これに併せ、運用要綱についても、平成26年3月26日に改正しましたので、以下、その概要について紹介します。

「緊急消防援助隊基本計画」の改定について（H26-H30の第3期計画）

東日本大震災の教訓を活かし、南海トラフ地震等への対応力を強化するため、緊急消防援助隊の登録目標数（H30）を6000隊に大幅増隊。

緊急消防援助隊基本計画について

- 総務大臣が、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画（「基本計画」）を策定（消防組織法§45、財務大臣協議）。計画に基づいて消防庁長官が部隊を登録。
- これまでの基本計画の推移
・第1期計画（H16-20）目標3000隊 ・第2期計画（H21-25）目標4500隊
- 平成26年1月現在、4600隊が登録

第3期計画のポイント

- 南海トラフ地震等に備え、大規模かつ迅速な消火・救助・救急体制を確立する必要。
- 大規模火災、倒壊家屋からの救助、広域医療搬送を行うため、消火、救助、救急の主要3部隊を増強。
主要3部隊 4230隊（+1100隊）（内訳（消火+800隊）（救助+50隊）（救急+250隊））
- 大規模地震時等の石油コンビナート災害等への対応力を充実強化する必要。
- 特殊災害対策に特化した、精鋭部隊として「ドラゴンハイパー・コマンドユニット（エネルギー・産業基盤災害即応部隊）」を新設。（H30までに全国に12部隊配備）
- 迅速に被災地に先遣出動させるため「統合機動部隊」を全国に50隊新設。（統合機動部隊指揮隊、消火小隊、救助小隊、救急小隊、通信支援小隊、後方支援小隊等で編成）
- 長期活動をバックアップする後方支援体制を強化することとし、拠点機能形成車両等の配備等により、全国で後方支援小隊を160隊増隊。（増隊後790隊）
- 自衛隊、警察等の連携も含めた、通信体制を強化するため、全国に50隊の「通信支援小隊」を新設。

図1

2. 運用要綱改正の概要

(1) 緊急消防援助隊の運用に関する重要事項の統合

緊急消防援助隊の運用に関する以下の2つの重要な通知については、運用要綱に統合しました。

- ① 特殊災害部隊及び特殊装備部隊に係る装備等の基準並びに航空部隊に係る基本的な出動計画を定めた「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画」に沿った緊急消防援助隊の登録につ

いての協力等について」（平成16年2月6日付消防震第10号、以下「長官通知」という。）

- ② 緊急消防援助隊が被災地に迅速に出動して、消火・救助・救急活動等の人命救助を効果的に行うための計画を定めた「大規模地震における緊急消防援助隊の迅速出動に関する実施要綱」（平成20年7月1日付消防応第104号、以下「迅速要綱」という。）

(2) 新設部隊の創設に伴う改正

基本計画の改正において新設された「統合機動部隊」、「エネルギー・産業基盤災害即応部隊（ドラゴンハイパー・コマンドユニット）」について、基本的な隊編成を表1のとおり決めました。

部隊の種類	任務（基本計画）	隊編成（運用要綱）
統合機動部隊	大規模災害又は特殊災害の発生後、迅速に先遣出動し、後続する都道府県大隊の円滑な活動に資する情報収集及び提供を行うとともに、被災地において消防活動を緊急に行う。	①統合機動部隊指揮隊 ②消火小隊 ③救助小隊 ④救急小隊 ⑤後方支援小隊 ⑥通信支援小隊
エネルギー・産業基盤災害即応部隊	石油コンビナート、化学プラント等エネルギー・産業基盤の立地する地域における特殊災害に対し、高度かつ専門的な消防活動を迅速かつ確に行う。	①エネルギー・産業基盤災害即応部隊指揮隊 ②消火小隊 ③特殊災害小隊 ④特殊装備小隊 ⑤後方支援小隊 ⑥通信支援小隊 ⑦水上小隊

表1

(3) 航空小隊に係る出動計画の改正

- ① 航空隊の出動計画の充実

長官通知において定めていた「航空部隊に係る基本的な出動計画」を運用要綱へ統合するに当たり、緊急消防援助隊のこれまでの出動実績から、航空隊の重要性が高まっていること等を鑑み、第一次出動航空小隊について、災害発生都道府県によらず10隊に増強するとともに、災害発生都道府県に応じてばらつきがあった出動航空小隊についてもすべての災害発生都道府県で平準化（第一次出動航空小隊：10隊、出動準備航空小隊：12隊）し、航空隊の出動計画の充実を図りました。



② 迅速要綱における航空隊の出動計画の充実

迅速要綱において定めていた「航空部隊の迅速出動に関する留意事項」を運用要綱へ統合するに当たり、応援規模の増強の判断等を行ううえで、被災地での迅速な情報収集は不可欠であることから、最大震度7（東京都特別区は6強以上）の地震が発生した場合（以下「出動区分Ⅰ」という。）及び最大震度6強（東京都特別区は6弱）の地震が発生した場合（以下「出動区分Ⅱ」という。）において、情報収集のため2隊確保することとしている航空小隊のうち1隊はヘリサットを装備したものとすよう改正し、情報収集体制の強化を行いました。

また、出動区分Ⅰにおいて出動する航空小隊について、第一次出動航空小隊のうち出動可能な全隊に加え、出動準備航空小隊も必要に応じて出動するよう追加し、さらに、出動区分Ⅱにおいて出動する航空小隊についても、第一次出動航空小隊のうち出動可能な全隊が出動すると改める等、迅速出動要綱における航空小隊の出動体制の強化を行いました。これにより、出動区分Ⅰでは10～15機程度、出動区分Ⅱでは7～10機程度の航空小隊の出動が見込まれることとなります。

(4) 指揮体制の強化（指揮支援本部長の指定順位の明確化）

指揮支援本部長は、緊急消防援助隊や関係機関との活動調整等を行うため、被災地ごとに緊急消防援助隊指揮支援本部（以下「指揮支援本部」という。）を設置するものとし、指揮支援本部長の指名に当たっては、指揮命令系統の明確化を図るため、順位を定めました。

(5) 受援体制の強化

被災地消防本部における受援体制を強化するため、指揮本部の設置、消防本部の受援計画の策定について追加しました。

① 指揮本部の設置

被災地消防本部は、緊急消防援助隊の応援が決定した場合、被災地での緊急消防援助隊の迅速かつ確かな活動等に資するため、指揮本部を設置するものとなりました。

また、指揮本部の任務として、以下のとおり定めています。

【指揮本部の任務】

- ・ 被害情報の収集に関すること。
- ・ 被害状況並びに被災地消防本部及び消防団の活動に係る記録に関すること。
- ・ 緊急消防援助隊の受援体制の確立及び受援活動の実施に関すること。
- ・ その他緊急消防援助隊の受援に必要な事項に関すること。

② 消防本部の受援計画の策定

受援計画は、これまで都道府県ごとに策定することとしていましたが、地域特性に応じた緊急消防援助隊の効果的な運用を図るため、消防本部の長は、当該消

防本部が管轄する市町村が被災し、緊急消防援助隊の応援等を受ける場合の受援計画を策定することとし、策定に当たり都道府県が策定する受援計画や地域防災計画との整合を図ること等を定めました。

(6) 関係機関との連携強化

関係機関との連携強化を図るため、現地合同指揮所への参画、消防応援活動調整本部（以下「調整本部」という。）等における関係機関との連携について追加しました。

① 現地合同指揮所への参画

指揮支援本部長は、都道府県大隊長等を指名し、現地合同指揮所の会議に参画させ、自衛隊、警察、DMAT等の関係機関との活動調整にあたらせるものとなりました。

② 調整本部等における連携

緊急消防援助隊は、被災地への出動及び被災地での活動に関して、自衛隊、警察、海上保安庁、TEC-FORCE等の関係機関と連携して活動することを明記しました。

また、調整本部、指揮支援本部、指揮本部及び後方支援本部等においても、緊急消防援助隊の活動に必要な交通、輸送、通信、燃料、物資等について、関係機関と緊密な連携を図るとともに、必要に応じて、都道府県災害対策本部や市町村災害対策本部とも調整を行うこととしました（図2）。

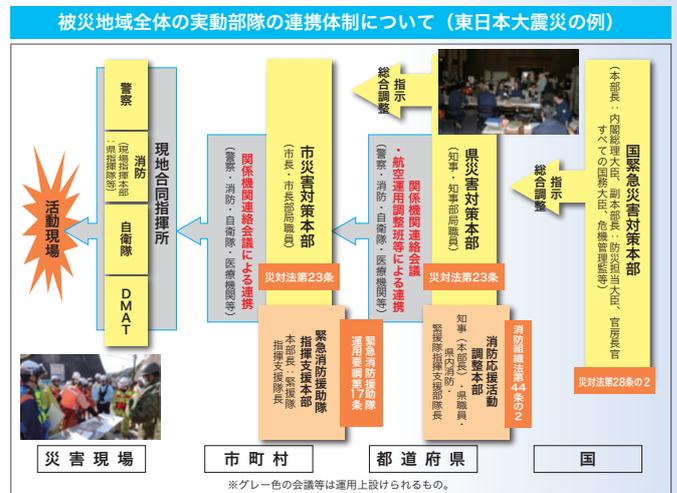


図2

3. おわりに

今般、発生が懸念されている南海トラフ地震や首都直下地震等の国家的非常災害に対応するためには全国の消防力を結集することが不可欠であり、緊急消防援助隊に求められる役割は益々重要性を増しています。今後とも、統合機動部隊やドラゴンハイパー・コマンドユニットの実運用、緊急消防援助隊の訓練等を踏まえ、緊急消防援助隊の効果的な運用が一層図られるよう、随時、運用要綱の見直しを行う予定です。

問合わせ先

消防庁国民保護・防災部防災課広域応援室 根本、平子
TEL: 03-5253-7527